

第30回日本環境会議 宮城宣言

第30回日本環境会議宮城大会は、2013年8月31日から2日間、東日本大震災の被災地、宮城県南三陸町において開催された。「被災地域の復興・再生をどう考えるか」を全体テーマとした本大会は、全国から延べ約150人の参加を得て、活発な報告と討論が行われた。

東日本大震災の死者・行方不明者は18,500名を超え、災害発生から2年半たった今もふるさとへ帰れない避難者が30万人近くにのぼる。しかも、その半数、15万人は東電福島第一原発の事故による避難者である。東日本大震災はマグニチュード9の巨大地震という自然要因から始まったが、世界の原子力史上に名を残す大規模な「原発震災」へと進展した。そして今、対策の目途が立たない高濃度放射能汚染水の海洋流出問題が、世界の非難と怒りを呼ぶ事態に発展している。人類史上初の大規模な「原発震災」を引き起こし、その収束への見通しが立たない現状に、東日本大震災の重要な特徴がある。

東北地方、とくに東日本大震災の被災地は、食料やエネルギー供給基地として“経済大国日本”の土台を支えてきた重要な地域である。しかし、国際化と東京一極集中、国土利用の経済効率優先政策の下で、東北地方の太平洋沿岸部の住民の暮らしも産業も、安全安心な国土づくりも取り残されてきた。政策的に構造化された「防災地域間格差」の下で、今回の東日本大震災は起こるべくして起きたのである。

東日本大震災からすでに2年半を迎える。被災地では瓦礫撤去あとの更地が広がり、国主導の巨大な防潮堤の工事だけが進むなど、被災地には大量の復興資金が流入し、大型の土木工事が目白押しとなっている。しかし、このままいけば、防災の名のもとにコンクリートの長城が広がり、被災地は海の見えない、海から遠ざけられた地域になりかねない。巨大地震によって地盤沈下した浸水地域のかさ上げ工事などは進まず、被災住民が希求する、暮らしと産業の再建は望めない。

復興の立ち遅れの背景には、既存の諸制度の硬直、中央省庁の縦割行政と本来の政治的リーダーシップの不在などがある。また、「平成の大合併」によって、住民と行政の「顔の見える関係」が薄れ、地域社会の一体性が弱まっており、それが地域社会の復興・再生の桎梏となっている側面も無視できない。

阪神淡路大震災の復興の教訓が生かされずに、大規模化と集約化、市場競争力の強化に極端に傾斜した復興路線が幅を利かせ、「復興特区」の名のもとに、長年培われてきた「浜の秩序」や「地域の論理」の解体が進められようとしている。地域社会の将来が大事に至る前に、「復興・再生とは何か」について改めて問い直す必要がある。

政府は福島原発事故の被害と影響を過小に評価し、成長戦略の柱の一つに原発の再稼働を置き、原発の輸出政策をすすめている。また、不況対策としての公共事業拡大によって、被災地の復興資材や労働力に支障を生じる事態が生まれている。それは、被災地が望むところではない。政府は、東日本大震災と福島原発事故の困難な現実を謙虚に直視し、災害に強く、環境的にも維持可能な、被災地の住民の暮らしと経済を第一にした復興政策に努めなければならない。

本大会は、南三陸町や仙台市などにおける行政、住民、地元NPO団体、漁業団体などの優れた取り組みについて報告を受けた。例えば、南三陸町独自の被災者生活支援センターの活動は、高齢者など町民自身が生活支援員となるものであり、地域社会の相互扶助、地域力を再生・活性化させる取り組みであり、「地域の福祉力」「福祉の地域力」という考え方は、復興の方向性に有効であるだけでなく、全国の中山間地域などの再生に多大な示唆を与えるものである。また、「災害弱者」としてのみ見られがちな女性、なかでも外国人女性は、決して受け身的な存在ではなく、復興や町づくりの重要な担い手として活躍していることが報告され、注目された。

日本環境会議は、震災直後に「東日本多重災害復興再生政策検討委員会」を立ち上げ、これまで14回にわたる研究会合を積み重ねてきた。また、日本環境会議は、東日本大震災を重視し、第28回東京大会及び第29回島根大会において、東日本大震災問題を取り上げてきた。これらの取り組みの上に開催された本大会での議論を踏まえ、私たちは、第30回日本環境会議宮城大会の名において、以下のことを確認、宣言する。

1. 被災した三陸沿岸部は、美しく豊かな海岸線に恵まれ、水産業を基盤とした地場産業とともに、満足度の高い暮らしを育んできた地域である。ここ南三陸町において被災からの復興にいち早く立ち上がったのは、商店街であり漁業者であった。その自主自立の復興努力を促したものは、地域社会をつなぐ絆の強さと地域愛であり、それを域外から暖かく支えた同業者らの全国ネットワークであった。ここに、復興事業のあるべき姿の原点がある。被災地復興の目標は、暮らしと産業、環境の統合的な復興を通じて、現在の世代とともに将来の世代が幸せを享受できる持続可能な地域社会づくりでなければならない。

2. 国や県の復興・支援事業は地方分権と地方自治の精神に則り、被災地住民の自主自立の取り組みを重視し、住民の声に耳を傾けるべきである。ところが、宮城県知事による漁業地域の復興特区問題には、漁業者の絆を分断し、漁協が担ってきた資源・漁場管理体制と浜の秩序を崩壊させ、ひいては地域共同社会の崩壊へと連動するリスクがある。復興・支援事業が復興の障害とならない施策への転換が必要である。復興の最大の資源は人であり人々の共同である。壮年期の男性だけでなく、地域の多様な当事者であり、地域づくりの多様な担い手である、女性、若者、子ども、高齢者、外国人、障害者、セクシャル・マイノリティなどの声に耳を傾けるべきである。

3. 「創造的復興」の呪文によって、域外企業の災害便乗型開発を合理化することは、被災地域の復興にも利益にもつながらない。域外からの企業導入や大規模化・集約化をいたずらに強調するのではなく、被災した農林漁業など既存産業企業の復興・再生と、地元の復興・発展に必要な産業企業を地域力で創出することに注力すべきである。災害復興住宅の建設に際しても、地元産材など地域資源の活用と、地元企業への発注をはかり、熱源には再生可能エネルギーの活用を推進すべきである。また、被災した農業者や漁業者を勇気づけるような、地域支援型農業（community supported agriculture）や地域支援型漁業（community supported fishery）を積極的に推進すべきである。

4. 今後の震災復興に向けた行財政運営では、次の諸点がとくに重視されなければならない。

復興財政の目的外事業への流用は禁じ、歳出を大規模公共事業優先から、暮らしと中小企業の支援に大幅に振り向けるべきである。

被災地住民と自治体の自己決定権を保障するため、国や県の財政支援は、特定財源から一般財源に転換するとともに、被災自治体の行政能力を高めるため、正規職員の確保と職員派遣のための支援を強化すべきである。

復興事業は長期に及ぶことが予想されるため、国や県の財政支援は「集中復興期間」が終了する2015年度以降も継続することが望まれる。

5. 福島第一原発事故の発生から2年半近く経過しつつあるが、放射能汚染水の海洋流出問題にみられるように、事故はまったく収束していない。政府は、無責任な「収束宣言」を即時撤回し、東電まかせと負担の国民へのつけ回しをやめ、事故対策と補償問題に責任をもって当たるべきである。

原発事故にともなう農林水産業の被害では、生産の中止・禁止のほか、風評被害も甚大である。その損害賠償を迅速に行なうとともに、今後発生しうる海洋汚染の風評被害に対しては、損害賠償期間の延長も考えるべきである。

また、福島原発事故の事後対策とともに、再び原発被害を生じさないために、政府は、原発依存からの脱却に向けた工程表を示し、国民の判断を仰ぐべきである。それと同時に再生可能エネルギーへの転換に向けた地域的な取組みを強めるべきである。

以上、本大会の名において宣言するものである。

2013年9月1日

第30回日本環境会議 宮城大会